

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 6 月 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 名称 | 金額 | 名称 | 金額 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 15の2 略 | 略 | 15の2 略 | 略 |
| | | 15の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料 | 1枚につき 800円 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 93 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から10 | ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項、96の項、99の項、102の項及び備考1において同じ。）） (1) 略 (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え <u>1,000</u> 平方メートル以内のもの 1件に | 93 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から10 | ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この項、96の項、99の項、102の項及び備考1において同じ。）） (1) 略 (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え <u>2,000</u> 平方メートル以内のもの 1件に |

3の項まで及び備考1において同じ。)であるとき。)

つき 16,000円

(3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 26,000円

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

エ 一の建築物の申請の場合(非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。96の項、99の項、102の項及び備考1において同じ。))

(1) 略

(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円

(3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 26,000円

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

3の項まで及び備考1において同じ。)であるとき。)

つき 26,000円

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

エ 一の建築物の申請の場合(非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。96の項、99の項、102の項及び備考1において同じ。))

(1) 略

(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 26,000円

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

| | |
|--|--|
| <p>9 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料 (適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。)</p> | <p>ア 略 イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え<u>1,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>16,000円</u> ウ 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え<u>2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>26,000円</u> エ 略 オ 略 カ 略 キ 略</p> |
| <p>略</p> | <p>略</p> |
| <p>9 6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料 (適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。)</p> | <p>ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分) (1) 略 (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え<u>1,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>138,000円</u> (3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え<u>2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>180,000円</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>9 4 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料 (適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。)</p> | <p>ア 略 イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え<u>2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>26,000円</u> ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略</p> |
| <p>略</p> | <p>略</p> |
| <p>9 6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料 (適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。)</p> | <p>ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合(共用廊下等の部分) (1) 略 (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え<u>2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>180,000円</u></p> |

| | | | | | | |
|---|---|---|--|---|-----|---|
| | <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>エ 一の建築物の申請の場合（非住宅の部分）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え<u>1,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>300,000円</u></p> <p>(3) 当該部分の床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>384,000円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> | | <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>エ 一の建築物の申請の場合（非住宅の部分）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え<u>2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>384,000円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> | | | |
| 97 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合におい | ア 略 | イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え <u>1,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>300,000円</u> | ウ 建築物の延べ面積が <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メ</u> | 97 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合におい | ア 略 | イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え <u>2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>384,000円</u> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>て、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。)</p> | <p><u>一トール以内のもの 1 件につき 3 84, 000 円</u></p> <p>エ 略 オ 略 カ 略 キ 略</p> | <p>て、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。)</p> | <p>ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略</p> |
| <p>略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> | <p>略</p> |
| <p>9 9 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。)</p> | <p>ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分） （1）略 （2）当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え <u>1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 1 1, 0 0 0 円</u> （3）当該部分の床面積の合計が <u>1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 1 8, 0 0 0 円</u> （4）略 （5）略 （6）略 （7）略 エ 一の建築物の申請の場合（非住宅の部分） （1）略</p> | <p>9 9 都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 5 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。)</p> | <p>ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分） （1）略 （2）当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え <u>2, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 1 8, 0 0 0 円</u> （3）略 （4）略 （5）略 （6）略 エ 一の建築物の申請の場合（非住宅の部分） （1）略</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え <u>1,000 平方メートル以内のもの</u> 1 件につき <u>11,000 円</u></p> <p>(3) 当該部分の床面積の合計が <u>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</u> 1 件につき <u>18,000 円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> |
| 100 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。） | <p>ア 略</p> <p>イ 建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え <u>1,000 平方メートル以内のもの</u> 1 件につき <u>11,000 円</u></p> <p>ウ 建築物の延べ面積が <u>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</u> 1 件につき <u>18,000 円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> |
| 略 | 略 |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え <u>2,000 平方メートル以内のもの</u> 1 件につき <u>18,000 円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> |
| 100 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。） | <p>ア 略</p> <p>イ 建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え <u>2,000 平方メートル以内のもの</u> 1 件につき <u>18,000 円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> |
| 略 | 略 |

102 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。）

- ア・イ 略
- ウ 一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分）
- (1) 略
- (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 72,000円
- (3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 96,000円
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- エ 一の建築物の申請の場合（非住宅の部分）
- (1) 略
- (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 154,000円
- (3) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 198,000円

102 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が共同住宅等であるとき。）

- ア・イ 略
- ウ 一の建築物の申請の場合（共用廊下等の部分）
- (1) 略
- (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 96,000円
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- エ 一の建築物の申請の場合（非住宅の部分）
- (1) 略
- (2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 198,000円

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p><u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u></p> | | <p><u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u></p> |
| <p>103 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。）</p> | <p>ア 略 イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え<u>1,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>154,000円</u> ウ 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え<u>2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>198,000円</u> エ 略 オ 略 カ 略 キ 略</p> | <p>103 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅及び共同住宅等以外のものであるとき。）</p> | <p>ア 略 イ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え<u>2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき <u>198,000円</u> ウ 略 エ 略 オ 略 カ 略</p> |
| <p>103の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分（同法第1</p> | <p>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>16,700円</u> イ <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>27,100円</u> ウ 略</p> | <p>103の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分（同法第1</p> | <p>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>27,100円</u> イ 略</p> |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p>1条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合)</p> | <p>エ 略 ㊦ 略 カ 略</p> | <p>1条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合)</p> | <p>ウ 略 エ 略 ㊦ 略</p> |
| <p>103の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料(非住宅部分の用途が工場等のみでない場合)</p> | <p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下<u>107の項</u>、<u>114の項</u>、<u>115の項</u>、備考5及び備考6において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び<u>107の項</u>において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。103の5の項、<u>115の項</u>及び115の3の項において同じ。)</p> | <p>103の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料(非住宅部分の用途が工場等のみでない場合)</p> | <p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下<u>この項</u>、<u>114の項</u>及び<u>115の項</u>において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び<u>115の項</u>において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱</p> |

による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円

(2) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。103の5の項、115の項及び115の3の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル以上1,0

負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。103の5の項、107の項、111の項及び115の3の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。103の5の項、107の項、111の項及び115の3の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル以上2,0

| | | | |
|---|--|---|--|
| | <p><u>00平方メートル未満のもの 284,400円</u></p> <p>(2) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> | | <p><u>00平方メートル未満のもの 367,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> |
| <p>103の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）</p> | <p>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円</u></p> <p>イ <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> | <p>103の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）</p> | <p>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> |
| <p>103の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネ</p> | <p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> | <p>103の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネ</p> | <p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>ルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</p> | <p>(1) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>77,600円</u></p> <p>(2) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>102,100円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>イ 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>199,200円</u></p> <p>(2) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>257,100円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> | <p>ルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</p> | <p>(1) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>102,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>イ 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>257,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> |
| <p>104 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の</p> | <p>略</p> | <p>104 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の</p> | <p>略</p> |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料 （当該申請に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（105の項から111の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p> | | <p>規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料 （当該申請に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（105の項から111の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p> | |
| <p>105 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料 （適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p> | <p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 略 (2) 300平方メートル以上<u>1, 000</u>平方メートル未満のもの <u>16, 700円</u> (3) <u>1, 000</u>平方メートル以上<u>2, 000</u>平方メートル未満のもの</p> | <p>105 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料 （適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p> | <p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 略 (2) 300平方メートル以上<u>2, 000</u>平方メートル未満のもの <u>27, 100円</u></p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p style="text-align: center;"><u>27,100円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> | | <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> |
| <p>106 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p> | <p>略</p> | <p>106 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p> | <p>略</p> |
| <p>107 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p> | <p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分についてモデル建物法（<u>一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）</u>）の算出に用いるべきものとして国土</p> | <p>107 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p> | <p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分についてモデル建物法による場合） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> |

交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円
- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

エ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分について標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 2

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

エ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分について標準入力法等による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3

| | | | |
|---|---|---|---|
| | <p><u>84,400円</u></p> <p>(3) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>367,100円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> | | <p><u>67,100円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> |
| 108 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。） | 略 | 108 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。） | 略 |
| 109 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当 | <p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上1,0</u></p> | 109 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認され | <p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上2,0</u></p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p> | <p><u>00平方メートル未満のもの 1</u> <u>1,800円</u> (3) <u>1,000平方メートル以上2,</u> <u>000平方メートル未満のもの</u> <u>19,100円</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> | <p>該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p> | <p><u>00平方メートル未満のもの 1</u> <u>9,100円</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> |
| <p>110 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p> | <p>略</p> | <p>110 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p> | <p>略</p> |
| <p>111 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認され</p> | <p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分についてモデル建物法による場合） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> | <p>111 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認され</p> | <p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア・イ 略 ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分についてモデル建物法による場合） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> |

ている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

エ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分について標準入力法等による場合） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

ている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

エ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分について標準入力法等による場合） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

| | |
|--|---|
| <p>1 1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（当該申請に併せて同法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（1 1 3の項から1 1 5の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p> | <p>略</p> |
| <p>1 1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認さ</p> | <p>1件につき 次のア及びイに掲げる区分に応じ、次に掲げる額 ア 略 イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 略 (2) 300平方メートル以上1, 0</p> |

| | |
|---|---|
| <p>1 1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（当該申請に併せて同法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（1 1 3の項から1 1 5の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p> | <p>略</p> |
| <p>1 1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認さ</p> | <p>1件につき 次のア及びイに掲げる区分に応じ、次に掲げる額 ア 略 イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 略 (2) 300平方メートル以上2, 0</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>れている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p> | <p><u>00平方メートル未満のもの 1</u> <u>6,700円</u> (3) <u>1,000平方メートル以上2,</u> <u>000平方メートル未満のもの</u> <u>27,100円</u> (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> | <p>れている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p> | <p><u>00平方メートル未満のもの 2</u> <u>7,100円</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> |
| <p>114 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p> | <p>略</p> | <p>114 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p> | <p>略</p> |
| <p>115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請</p> | <p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア～ウ 略 エ 非住宅部分についてモデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> | <p>115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請</p> | <p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア～ウ 略 エ 非住宅部分についてモデル建物法 <u>(一次エネルギー消費量の算出に用</u> <u>いるべき標準的な建築物を用いて評</u></p> |

手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円
- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

オ 非住宅部分について標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円
- (3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）

価する方法をいう。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

オ 非住宅部分について標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 略
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> | | <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> |
| <p>115の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）</p> | <p>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 300平方メートル以上<u>1,000</u>平方メートル未満のもの <u>11,800</u>円</p> <p>イ <u>1,000</u>平方メートル以上<u>2,000</u>平方メートル未満のもの <u>19,100</u>円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> | <p>115の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみの場合）</p> | <p>1件につき 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 300平方メートル以上<u>2,000</u>平方メートル未満のもの <u>19,100</u>円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> |
| <p>115の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</p> | <p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル以上<u>1,000</u>平方メートル未満のもの <u>7,600</u>円</p> <p>(2) <u>1,000</u>平方メートル以上<u>2,000</u>平方メートル未満のもの</p> | <p>115の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（非住宅部分の用途が工場等のみでない場合）</p> | <p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル以上<u>2,000</u>平方メートル未満のもの <u>10,200</u>円</p> |

| | |
|---|---|
| | <p><u>102,100円</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>イ 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>199,200円</u></p> <p>(2) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>257,100円</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> |
| 略 | 略 |

備考

1～4 略

5 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における、103の2の項から103の5の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは建築

| | |
|---|--|
| | <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>イ 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>257,100円</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> |
| 略 | 略 |

備考

1～4 略

物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は112の項から115の3の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の103の3の項、103の5の項、115の項又は115の3の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

6 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における、104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の107の項又は111の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様

5 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様

の評価の方法により行う場合の手数料の額は、103の2の項の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、103の4の項の規定により算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等（112の項から115の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料を除く。以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

10 略

11 略

12 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の104の項から107の項までに掲げる建築

の評価の方法により行う場合の手数料の額は、103の2の項の規定により算出した額とする。

6 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、103の4の項の規定により算出した額とする。

7 103の2の項から103の5の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は115の2の項及び115の3の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。

8 略

9 略

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の104の項から107の項までに掲げる建築

物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

1.3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、104の項から107の項までの規定により算出した額とする。

1.4 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1.5 略

1.6 略

1.7 略

1.8 略

1.9 略

物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

1.1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、104の項から107の項までの規定により算出した額とする。

1.2 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

1.3 略

1.4 略

1.5 略

1.6 略

1.7 略

20 104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

21 108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

18 104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

19 108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

附 則

この条例中別表の改正規定（同表 1 5 の 3 の項を削る部分を除く。）は令和 3 年 7 月 1 日から、同表 1 5 の 3 の項を削る改正規定は同年 9 月 1 日から施行する。